

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 (JAIPA) 入会申込書

この度、貴協会の趣旨に賛同し入会を希望いたします。

正会員及び賛助会員

- TYPE A : 年会費 60 万円 (年間売上高 10 億円以上の法人・事業部門)
- TYPE B : 年会費 36 万円 (年間売上高 3 億円以上 10 億円未満の法人・事業部門)
- TYPE C : 年会費 18 万円 (年間売上高 1 億円以上 3 億円未満の法人・事業部門)
- TYPE D : 年会費 12 万円 (年間売上高 0.5 億円以上 1 億円未満の法人・事業部門)
- TYPE E : 年会費 6 万円 (年間売上高 0.5 億円未満の法人・事業部門)

法人・事業部門の売上金額で会費を区分させて頂いております。ご了承ください。

- ※ 入会時に年会費の半額を入会金としてご請求させていただきます。
- ※ 入会時の年会費につきましては、「会費に関する細則第 2 条」をご覧ください。
- ※ 総会時の議決権は正会員のみで、賛助会員は議決権がございません。

会員種別	[ ] 正会員 [ ] 賛助会員
職 種 ※中心となる事業に◎ その他事業は○	[ ] ISP [ ] ホスティング [ ] CATV [ ] コンテンツサービス [ ] データセンター [ ] その他 ( ) ←ご記入下さい。
入会目的	
紹介者等	※当協会を知ったきっかけやご紹介者をご記入ください。

<以下をご記入ください>

フリガナ 会社名 :	住所 〒
URL : 会社名英語表記 :	TEL : FAX :
英文 URL :	
サービス名称 :	フリガナ 代表者名
URL : サービス名称英文表記 : 英文 URL :	

協会への代表者	連絡担当者
フリガナ 氏名 :	フリガナ 氏名 :
部署 :	部署 :
役職 :	役職 :
E-Mail :	E-Mail :
TEL.	TEL.
FAX.	FAX.

入会に際しては、JAIPA の定款を遵守し、下記の事項を誓約します。

## 第一条

現在及び将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴排法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴排法第2条第6号に規定する暴力団員。）又は暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力団等
- (8) その他前各号に準ずる者及び団体

## 第二条

現在及び将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないこと。

- (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
- (2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- (5) 役職員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

## 第三条

自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないこと。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偉形又は威力を用いて貴法人の信用を毀損し、又は JAIPA の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

## 第四条

上記各号のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの誓約が虚偽の申告であることが判明した場合は、入会を拒絶され、もしくは、JAIPA 定款 10 条の除名事由に該当するものとして JIPA から除名されても異議を申し立てないこと、および、これにより損害が生じた場合でも、一切の責任を引き受けること。

また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、JAIPA が専門機関（各都道府県警、公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター等）に照会することについて同意すること。